

令和5年5月12日

特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例について(提案)

1 提案理由

特殊勤務手当（防疫等作業手当）について、国家公務員の取扱いに準じ、新たな規定を追加する。

2 提案内容

新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することとなった場合に国家公務員に準じた防疫等作業手当を適用できるよう、以下の規定を追加する。

	対 象 業 務	手当額 (日額)
防疫等 作業手当	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、政府対策本部が設置されたもの）から府民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務	1,500円を 超えない 範囲内 (※)

※緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合にあつては、4,000円を超えない範囲内。

具体的な手当額等については国家公務員の取扱いに準じる。

3 実施時期

条例公布の日（令和5年6月議会に条例改正案を提出予定）

4 適用日

令和5年5月8日（予定）

5 協議期限

令和5年5月24日